

資格・総合

ADRの現場から

197

不動産会社が知つておくべき トラブル解決ノウハウ

ADR（裁判外紛争解決手続）は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟などをもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことだ。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

先日、関東地方でも雪が降り、交通機関に混乱が発生したこと、これが報じられました。また、滑りやすくなつた道路において交通事故も多発しました。雪は交通に関するトラブルを発生させますが、住宅に関するトラブルも引き起こします。それは、落雪によるトラブルです。

大量に雪が積もつた後に落雪してしまうと、思わぬ事故を引き起こしてしまつ危険性があります。屋根の上に積

落雪による被害は、その被害額を弁償してもらう権利があると思いますが、実は必ずしも賠償責任が発生するとは限りません。落雪は台風や地震などと同じように、「自然災害」と見なされるケース

日本不動產仲裁機構

落雪による被害の多いのです。ただし、毎年大量の雪が降る豪雪地帯であった場合は、対策義務を怠ったとして賠償責任が発生したといった事例もあります。トラブル事例を紹介します。愛知県にマイホームを構えていたA氏は、隣家の屋根に積もった雪が凍つて落ちたものが落ちて駐車場に置いてあったボンネットが凹みました。隣家のB氏が車両の損害を請求をしようと調査しました。そこで、豪雪地帯で住む地域では、雪は自然災害としているため、賠償責任が多いことが多い、といつきました。どうしても納得のA氏。しっかりとBについて、自分自身の思ふことにしました。

積雪は、いつなん時、どれくらいの量になるのかが分からりません。できるのは、せめて被害を最小限に抑えるための対策です。豪雪エリアにある不動産会社はもちろん、雪の降る可能性のあるエリアに位置する不動産会社は、仲介する住宅の屋根に注目し、あらかじめ雪止めを設置してお

いた方がよいかどうか、消費者にアドバイスする必要もあるのではないか。」